

畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策) についてのお知らせ

令和5年産～令7年産の市町村別等の基準単収は、以下のとおりとなっておりますので、お知らせいたします。

【 南砺市 】の基準単収（10a当たり）

対象作物	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦
地域の基準単収	143 kg	162 kg	304 kg	175 kg
基準単収の2分の1	71 kg	81 kg	152 kg	87 kg

対象作物	大豆	そば	なたね
地域の基準単収	142 kg	64 kg	46 kg
基準単収の2分の1	71 kg	32 kg	23 kg

- ① 面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されます。
- ② 対象作物の申請者の単収が上記の地域の基準単収の2分の1に満たない場合には、面積払の対象とはならず、交付済みの面積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払いについては交付いたしません。
- ③ ②について、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことこの理由書及び根拠となる証拠書類が提出され、十分な収量が得られるよう作付されていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由が確認できる場合はこれに限りません。

ご不明な点等ございましたら、
右記の連絡先までお問い合わせ
ください。

連絡先：北陸農政局 富山県拠点
経営所得安定対策担当
電話：076-441-9307